

令和 7 年 5 月

農業者年金受給権者の皆様へ

独立行政法人 農業者年金基金

令和 7 年度農業者年金受給権者現況届の提出について（お願い）

農業者年金を受給している方は、毎年 6 月 1 日現在において、引き続き年金を受給する資格があるか否かを確認するため、6 月中に農業者年金受給権者現況届（以下「現況届」といいます。）の提出が必要になります。

このため、同封の現況届に必要な事項を記入・署名し、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会（以下「農業委員会」といいます。）に提出をお願いします。

なお、提出期限内に現況届を提出されなかった場合は、11 月以降の農業者年金の受給が遅れる又は受給できなくなることがありますので、必ず提出をお願いします。

提出書類	令和 7 年度農業者年金受給権者現況届（6 月 1 日現在の状況を記入）
提出方法	農業委員会の窓口を持参 ※ 農業委員会に持参することができない場合は、郵送による提出等について、農業委員会にお問合せください。
提出期限	令和 7 年 6 月 30 日（月） ※ 上記の期限を過ぎてしまった場合でも、必ず現況届の提出をお願いします。

【現況届の提出にあたっての注意事項】

現況届は、機械で読み取りの処理を行うため、用紙を汚したり、折り曲げたりしないでください。汚損又は紛失した場合は、農業委員会に手書き用の現況届を用意していますので、ご利用ください。

【よくあるお問合せ】

Q1 現況届は、市区町村役所（場）の支所又は出張所に提出することはできますか？

A1 市区町村役所（場）の支所又は出張所に、直接確認をお願いします。

Q2 転居しましたが、現況届はどちらの農業委員会に提出すればよいですか？

A2 現況届は、新しい住所地の農業委員会に提出をお願いします。

また、最寄りの J A（農業協同組合）で、住所変更の手続きをお願いします（この現況届では、住所変更の手続きはできません。）。

Q3 受給権者が死亡している場合は、どのように届出をすればよいですか？

A3 現況届の提出は不要です。ご遺族の方が、最寄りの J A（農業協同組合）で、「農業者年金死亡関係届出書」（様式第 K31 号の 1 又は 2）の手続きをお願いします。

裏面もあります。